

## 第1章

## 計画の策定に当たって

## 1

## 計画策定の趣旨

本県では、平成11年(1999年)6月に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成14年(2002年)3月に「山梨県男女共同参画推進条例」を制定しました。また、同年2月には、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための具体的施策を示した「山梨県男女共同参画計画(ヒューマンプラン)(第1次計画)」、平成18年(2006年)12月には、「第2次山梨県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな施策を推進してきました。

この間、男女共同参画社会の実現への取り組みは徐々に活発化し広がりを見せているものの、社会のあらゆる分野において十分に浸透しているとは言い難く、性別による固定的な役割分担意識は根強く残るなど、解決すべき課題が数多くあります。

このため、より積極的に男女共同参画社会の実現に向けてさらなる施策を推進していくために、平成22年度(2010年度)に実施した「山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査」(以下本編において「県民意識・実態調査」という。)、第2次計画の数値目標の達成状況、社会環境の変化の結果等を踏まえ、「第3次山梨県男女共同参画計画」を策定しました。

## 2

## 基本理念

「山梨県男女共同参画推進条例」に掲げる5つの基本理念の下、県民一人ひとりが、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指します。

## (1) 男女の人権の尊重(条例第3条)

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

## (2) 社会における制度又は慣行についての配慮(条例第4条)

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されなければならない。

## (3) 政策等の立案及び決定への共同参画(条例第5条)

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

## (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立(条例第6条)

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### (5) 国際的協調（条例第7条）

男女共同参画の推進に関する取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

## 3 計画の性格

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第1項、「山梨県男女共同参画推進条例」第11条第1項に基づく法定計画であり、本県における男女共同参画の推進に関する基本的な考え方と施策の方向を示すものです。
- 県、県民、事業者が市町村、関係団体と連携して、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までの5年間とします。

## 5 計画の構成

この計画は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱として、本章において、計画策定の趣旨、基本理念等を示しました。

第2章においては、計画策定を取り巻く背景を示しました。第3章においては、男女共同参画社会の実現に向け、「5つの基本目標」を掲げ、基本目標の下に「13の重点目標」と「施策の方向」を示しました。

第4章においては、これらの取り組みを総合的かつ計画的に推進するための体制の整備について示しました。

## 6 計画の進行管理

本計画に基づく施策の実施状況については、男女共同参画審議会の審議等を踏まえ、毎年その概要を取りまとめて公表します。